





平成 29 年 12 月 11 日

各位

会 社 名 株式会社ハピネット 代表者名 代表取締役社長 榎本 誠一 (コード番号 7552 東証第1部) 問合せ先 取締役執行役員経営本部長 柴田 亨 電話番号 03-3847-0410

管理職層に対する株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ

当社は、平成29年12月11日開催の取締役会において、当社及び当社グループ会社の管理職である従業員(以下「管理職層」といいます。)に対し、当社の株価や業績への意識を高め業績向上を目指した業務遂行を一層促進し、経済的な効果を株主の皆様と共有することを目的として、自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社は、従業員の帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) の導入を検討してまいりましたが、今般、管理職層に当社の株式を給付し経営参画意識等を醸成するために本制度を導入することといたしました。

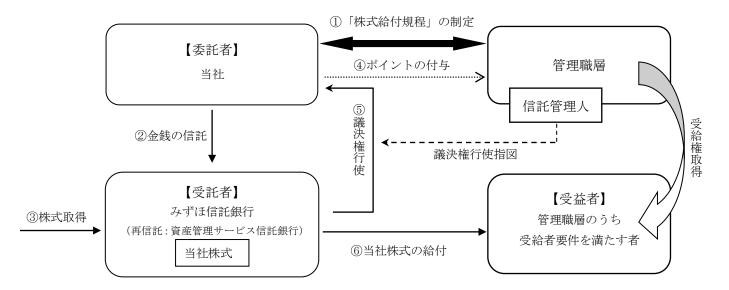
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした管理職層に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、管理職層に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。管理職層に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、管理職層の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき管理職層に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行(再信託先:資産管理サービス信託銀行)に金銭を信託(他益信託)します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき管理職層にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、管理職層のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」 といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上